

公正取引委員会 意見公募担当課 御中

経済産業省 意見公募担当課 御中

令和2年12月23日付で、公正取引委員会と経済産業省の連名にて公示されました『スタートアップとの事業連携に関する指針（案）』に対する意見公募につき、以下の通り、当協会の意見を提出致します。

ご検討頂ければまことに幸甚に存じます。

今回提出した意見の背景・理由等につきご説明の必要がありましたら、遠慮なく後掲の連絡先までご連絡ください。

【意見提出者】

一般社団法人 日本知的財産協会

常務理事 武田泰治

【意見】 -----

1) とりまとめに対する賛意

今後の日本産業界の発展のために、スタートアップとのオープンイノベーション（連携を通じた双方当事者の事業価値の総和最大化）がますます重要となると思われる中、当該連携の具現化に必須の連携契約の交渉でも Win-Win な交渉による双方の事業価値の総和最大化を期し、彼我の諸事情を充分勘案し現実的な折り合い点を協力して探ってゆく事が、肝要と認識します。この点、本指針案は、そうした協議を通じた公平で継続的な関係実現の為に各当事者が備えておくべきリテラシーや交渉の際にあるべき解を得る為の考え方・参考例を多数提示しており、前記理念に資するものとして、そのとりまとめに賛意を表するものです。

その上で、本指針の利用場面において以下の事態が招来される、小さからぬ懸念があり、後掲する若干の修正をお願い申し上げます。

2) 懸念する点

本件のような指針発表については、その本来企図に反し、個別の契約交渉で一方当事者が「指針で推奨されているものである」ことを理由に、個別の条項例の採用を硬直的に求めてくる事態となることままた見受けられます。本件においても同様の事態を招来しないかを危惧致します。

例えば、平成14年に文部科学省により示された共同研究契約書の様式参考例について、担当者の契約交渉スキルが十分でない場合等において、当該様式参考例による硬直的な契約交渉が行われていること、契約が円滑に結べないことの指摘がなされております（さくらツール「総論」参照）。本指針案においても、問題事例の主な背景要因として「スタートアップ側の法的リテラシーの不足」が挙げられており、前記危惧を強く感ずるところです。指針の中で挙げられている考え方等についても、全ての業界・事業者に汎用性があるとはいえず、業界・事業者によっては取引実情に沿わないものも散見されることから、あくまで選択肢の一つであることが明確にされるべきです。

3) 修正をお願いする点

つきましては、次の趣旨の文章を報告書冒頭に明記するよう、希望します。

「実際の事業連携にあたっては、本指針の考え方を参考にしつつも、掲載されている個別の条項例・考え方等を

硬直的に適用するのではなく、望ましい理想的な解を指向しつつ、案件個別の経緯など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を当事者が協力して探ることが、事業連携の実現には肝要であると考えられる。」

以って、前記「2）懸念する点」の如き指針の利用を牽制し、本来企図した指針の活用を促進できればとの意図です。

-----以上

【連絡先】

一般社団法人 日本知的財産協会（JIPA）

事務局長代行 伊藤 寛

東京都千代田区大手町二丁目6番1号

朝日生命大手町ビル 18 階（〒100-0004）

phone 03-5205-3321

email ito@jipa.or.jp